

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役会長 森 詳 介

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、70頁から71頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2
ワールド記念ホール

- ・開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。
- ・開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役全員任期満了につき17名選任の件

〈株主(1名)からのご提案(第3号議案)〉
第3号議案 定款一部変更の件

〈株主(39名)からのご提案(第4号議案から第12号議案まで)〉
第4号議案 定款一部変更の件 (1)
第5号議案 定款一部変更の件 (2)
第6号議案 定款一部変更の件 (3)
第7号議案 定款一部変更の件 (4)
第8号議案 定款一部変更の件 (5)
第9号議案 定款一部変更の件 (6)
第10号議案 定款一部変更の件 (7)
第11号議案 定款一部変更の件 (8)
第12号議案 定款一部変更の件 (9)

〈株主(129名)からのご提案(第13号議案から第19号議案まで)〉
第13号議案 取締役解任の件
第14号議案 定款一部変更の件 (1)
第15号議案 定款一部変更の件 (2)
第16号議案 定款一部変更の件 (3)
第17号議案 定款一部変更の件 (4)
第18号議案 定款一部変更の件 (5)
第19号議案 定款一部変更の件 (6)

〈株主(2名)からのご提案(第20号議案から第25号議案まで)〉
第20号議案 定款一部変更の件 (1)
第21号議案 定款一部変更の件 (2)
第22号議案 定款一部変更の件 (3)
第23号議案 定款一部変更の件 (4)
第24号議案 定款一部変更の件 (5)
第25号議案 定款一部変更の件 (6)

〈株主(1名)からのご提案(第26号議案から第30号議案まで)〉
第26号議案 定款一部変更の件 (1)
第27号議案 定款一部変更の件 (2)
第28号議案 定款一部変更の件 (3)
第29号議案 定款一部変更の件 (4)
第30号議案 取締役1名選任の件

〈株主(1名)からのご提案(第31号議案)〉
第31号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案(第1号議案および第2号議案)および株主からのご提案(第3号議案から第31号議案まで)にかかる議案の内容等は38頁から69頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kepco.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

平成24年度のわが国経済は、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は総じて弱めの状況で推移しましたが、年度終盤には政府の経済対策の効果などにより、下げ止まりの動きが見られました。

当社グループでは、電気事業において、停止中の原子力発電所の再稼動が見通せず、厳しい需給状況となることが想定されましたが、大飯発電所3、4号機が再稼動したほか、海南発電所2号機の再稼動や姫路第一発電所における小型ガスタービン発電設備の設置、火力・水力発電所の定期検査や補修工程の調整、他の電力会社からの応援融通の受電、自家用発電設備からの電力調達など、さまざまな追加供給力対策を実施するとともに、お客さまから節電に多大のご協力をいただいたことにより、電力需要が増大する夏季、冬季を乗り切ることができました。

このような情勢のもと、当年度の連結収支の状況につきましては、収入面では、電気事業において、総販売電力量は減少したものの、燃料費調整制度に基づく料金単価の調整などにより電灯電力料収入が増加したことに加え、情報通信事業をはじめとするその他事業において、売上高が増加したことなどから、売上高（営業収益）は2兆8,590億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を448億円上回り、2兆8,906億円となりました。一方、支出面では、事業全般にわたり徹底した諸経費の節減に努めましたが、電気事業において、原子力発電所の稼働率の低下により、火力燃料費や他社からの購入電力料が大幅に増加したことなどから、経常費用合計は前年度に比べて1,325億円増加し、3兆2,438億円となりました。この結果、経常損失は3,531億円、当期純損失は2,434億円となりました。

こうした状況が続きますと、収支の安定化が極めて困難となり、財務体質が大幅に悪化して最大の使命である電力の安全・安定供給に支障をきたしかねないことから、さらなる経営効率化を前提としたうえで、当社は昨年11月、経済産業大臣に電気料金の値上げを申請し、本年4月に認可をいただきました。これを受け、当社は本年5月から、ご家庭など規制分野のお客さまには平均9.75%の値上げをさせていただき、また、自由化分野のお客さまにつきましては、本年4月からの値上げを、規制分野の認可内容を踏まえて、平均17.26%とさせていただいております。

以上のとおり、収支状況は極めて厳しく、また、経営環境も依然として不透明であることなどから、財務体質の健全性を確保するため、誠に申し訳ございませんが、当年度の配当は無配といたしたいと存じます。株主のみなさまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の業績につきましては、次のとおりであります。

a. 電気事業

当年度の総販売電力量は、節電のご協力をいただいたことや、企業の生産活動が弱めに推移したことなどから、1,417億5千万キロワット時と前年度にくらべて2.9%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」（主として住宅）および「電力」（小規模の店舗・工場など）につきましては、549億5千万キロワット時と前年実績を2.2%下回りました。また、自由化の対象である「特定規模需要」（事務所ビル、大規模の店舗・工場など）につきましても、868億キロワット時と前年実績を3.4%下回りました。

電気事業の売上高につきましては、総販売電力量は減少したものの、燃料費調整制度に基づく料金単価の調整などにより電灯電力料収入が増加したことなどから、前年度にくらべて117億円増加し、2兆4,268億円となりました。

一方、支出面において、原子力発電所の稼働率の低下により、火力燃料費や他社からの購入電力料が大幅に増加したことなどから、営業損失は前年度にくらべて926億円増加し、3,694億円となりました。

b. 情報通信事業

情報通信事業の売上高につきましては、株式会社ケイ・オプティコムを中核会社として、積極的な販売活動によるお客さまの獲得を進めるなか、主力のF T T Hサービスの契約件数が当年度末で140万件と前年度末にくらべて7.6%増加したことなどから、前年度にくらべて66億円増加し、1,551億円となりました。

この結果、営業利益は前年度にくらべて2億円増加し、242億円となりました。

c. その他の事業

その他の事業の売上高につきましては、生活アメニティ分野において住宅分譲戸数が増加したことに加え、総合エネルギー分野においてガス販売価格が上昇したことなどから、前年度にくらべて291億円増加し、2,770億円となりました。

この結果、営業利益は前年度にくらべて50億円増加し、304億円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、大飯発電所3、4号機が再稼動したものの、このほかの原子力プラントの再稼動時期が依然見通せず、電力の需給、事業の収支とも大変厳しい状況にあります。

こうした難局を乗り越えるため、平成25年度は、当社グループの総力を結集して、電力の安全・安定供給の完遂とともに、安全性が確認された原子力プラントの再稼動、収支改善に向けたさらなる徹底した経営効率化に取り組んでまいります。加えて、閣議決定された電力システム改革の方針への的確な対応など喫緊の課題の解決に最優先で取り組み、お客さまから選ばれる企業となるよう全力を尽くしてまいります。

具体的には、CSRを確固たる価値観として根幹に据え、「安全最優先の組織風土の醸成と安定供給の完遂」、「徹底的な経営効率化と持続可能な経営に向けた取組みの推進」、「お客さま・社会の新たなご期待に応えるための取組みの推進」の3つを柱としたアクションプランを展開してまいります。

「安全最優先の組織風土の醸成と安定供給の完遂」につきましては、一人ひとりが安全を最優先とする行動を徹底することで、グループワイドでのゆるぎない安全文化を構築してまいります。

また、原子力発電につきましては、新たな規制基準に確実に対応するなど、早期再稼動に全力を尽くすとともに、さらなる安全性・信頼性向上に向けた取組みを着実に推進することにより、世界最高水準の安全性を追求してまいります。加えて、火力発電・水力発電の最大限の活用、電力流通設備の高経年化対策の着実な実施、省エネルギー・ピーク電力抑制に資するエネルギーマネジメント活動の推進などにより、電力の安全・安定供給の完遂に全力を尽くしてまいります。

「徹底的な経営効率化と持続可能な経営に向けた取組みの推進」につきましては、火力発電の高効率化等による資産効率の向上、新工法の採用等による修繕費の抑制、競争発注比率の拡大等による資材調達効率化、価格決定方式の多様化等による燃料調達の効率化など、あらゆる分野において、収支の改善に向けて徹底した経営効率化に取り組んでまいります。

また、グループ事業の外販拡大に向けた取組みの推進や当社ノウハウが活用できる国際事業への参画など、グループ一体となった収益拡大にも取り組んでまいります。

「お客さま・社会の新たなご期待に応えるための取組みの推進」につきましては、広域系統運用の拡大、小売・発電の全面自由化、送配電部門の中立性の

一層の確保を柱とする電力システム改革に対し、真にお客さまの利益につながる改革となるよう、詳細検討に協力してまいります。

また、お客さまの選択肢の拡大に資する新たなサービスの提供、最新鋭の火力発電の開発、太陽光発電・風力発電の開発やスマートグリッド構築などによる再生可能エネルギーの普及・拡大を推進してまいります。

当社グループは、これらの諸施策を実行することにより、お客さまや社会のみなさまの新たなニーズやご期待に誠実に対応し、「お客さまと社会のお役に立つ」という変わらぬ使命を果たすとともに、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

| | |
|---------|---------|
| 電 気 事 業 | 3,344億円 |
| 情報通信事業 | 631億円 |
| その他の事業 | 437億円 |
| 内部取引消去 | △ 60億円 |
| 設備投資総額 | 4,352億円 |

b. 主な設備の新增設工事等

| | | 発 電 設 備 |
|-------------|------------|--|
| 完 成 | 新 設 | [水 力] 大滝発電所 (10,500kW) [火 力] 姫路第一発電所ガスタービン第1、2号機 (各32,700kW) |
| | 復 旧 | [火 力] 海南発電所第2号機 (450,000kW) |
| 継 続 中 | 設 備 更 新 | [火 力] 姫路第二発電所第1号機～第6号機 (各486,500kW) |

(4) 資金調達の状況

a. 社債

| 発行額 | 償還額 |
|---------|---------|
| 1,500億円 | 1,362億円 |

b. 借入金

| 借入額 | 返済額 |
|---------|---------|
| 9,095億円 | 5,483億円 |

c. コマーシャル・ペーパー

| 発行額 | 償還額 |
|---------|---------|
| 4,870億円 | 5,170億円 |

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区分 | 平成21年度 (第86期) | 平成22年度 (第87期) | 平成23年度 (第88期) | 平成24年度 (当期) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 売上高 (営業収益) | 26,065億円 | 27,697億円 | 28,114億円 | 28,590億円 |
| 経常利益 | 1,931億円 | 2,379億円 | △ 2,655億円 | △ 3,531億円 |
| 当期純利益 | 1,271億円 | 1,231億円 | △ 2,422億円 | △ 2,434億円 |
| 1株当たり当期純利益 | 140.24円 | 137.66円 | △ 271.12円 | △ 272.43円 |
| 総資産 | 71,166億円 | 73,101億円 | 75,213億円 | 76,351億円 |

- (注) 1. 平成21年度は、原子力発電所の稼働率の向上や燃料価格の低下の影響により、火力燃料費や他社からの購入電力料が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および当期純利益を計上いたしました。
2. 平成22年度は、夏場の記録的な猛暑などによる販売電力量の増加に伴い売上高は増加しましたものの、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い特別損失を計上したことにより、当期純利益は減少いたしました。
3. 平成23年度は、原子力発電所の稼働率の低下や燃料価格の上昇の影響により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
4. 平成24年度は、原子力発電所の稼働率の低下により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|---------|--------|---|
| 株式会社ケイオプティコム | 330.0億円 | 100.0% | 電気通信事業(個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス)、有線一般放送事業、電気通信設備の賃貸 |
| 株式会社関電エネルギーソリューション | 152.0 | 100.0 | ガス販売代行、ユーティリティ(電気・熱源)設備の建設・保有を含めた運転保全サービス |
| 関電不動産株式会社 | 8.1 | 100.0 | 不動産の分譲、賃貸、管理 |
| 株式会社かんでんエンジニアリング | 7.8 | 100.0 | 電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事 |
| 株式会社日本ネットワークサポート | 4.1 | 80.5 | 配電資機材の製造、販売 |
| 関電プラント株式会社 | 3.0 | 100.0 | 火力・原子力プラントの保全、工事 |
| M I D都市開発株式会社 | 1.0 | 99.5 | ビル開発、住宅分譲、緑化事業 |
| MIDファシリティマネジメント株式会社 | 1.0 | 100.0 | オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理 |
| 関電システムソリューションズ株式会社 | 0.9 | 100.0 | 情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング |
| 株式会社環境総合テクノス | 0.8 | 100.0 | 環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事 |
| 株式会社関電L & A | 0.3 | 100.0 | リース、自動車整備、保険代理店 |

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------|--------------------|---------|---------------------------------|
| *日本原燃株式会社 | 4,000.0億円 | 16.6% | ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物施設事業 |
| *株式会社きんでん | 264.1 | 38.9 | 電気・情報通信・環境関連工事 |
| *株式会社エネゲート | 4.9 | 49.0 | 電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売 |
| *サンロケパワーコーポレーション | 0.18 (億フィリピンペソ) | 50.0 | フィリピンにおける水力発電事業 |

- (注) 1. 株式会社ケイ・オブティコムは、平成24年10月1日付をもって株式会社ケイ・キャットと合併いたしました。
2. *印は持分法適用の関連会社であり、他はすべて子会社であります。
3. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「電気事業」を中核として、当社グループの保有する通信設備や技術・ノウハウを多面的に活用し、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」のほか、お客さまに最適なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー」、お客さまの安全・安心、快適・便利なくらしをサポートする生活関連サービスおよび先進的な省CO₂のマンションやビルの開発をはじめとする不動産関連サービスを提供する「生活アメニティ」の各分野で、重点的に事業展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）、大阪北支店（大阪府大阪市）、大阪南支店（大阪府大阪市）、京都支店（京都府京都市）、神戸支店（兵庫県神戸市）、奈良支店（奈良県奈良市）、滋賀支店（滋賀県大津市）、和歌山支店（和歌山県和歌山市）、姫路支店（兵庫県姫路市）、東京支社（東京都千代田区）、東海支社（愛知県名古屋市中区）、北陸支社（富山県富山市）、火力センター（大阪府大阪市）

(b) 発電所

水力発電所（出力100,000kW以上）

喜撰山（京都府）、奥吉野（奈良県）、大河内、奥多々良木（以上兵庫県）、
木曽、読書（以上長野県）、丸山、下小鳥（以上岐阜県）、新黒部川第三、
音沢、黒部川第四（以上富山県）

火力発電所（出力1,000,000kW以上）

堺港、南港、多奈川第二（以上大阪府）、舞鶴（京都府）、海南、御坊（以
上和歌山県）、姫路第一、姫路第二、相生、赤穂（以上兵庫県）

原子力発電所

美浜、高浜、大飯（以上福井県）

太陽光発電所

堺太陽光（大阪府）

b. 重要な子会社の本店所在地

(a) 株式会社ケイ・オプティコム（大阪府大阪市）

(b) 株式会社関電エネルギーソリューション（大阪府大阪市）

(c) 関電不動産株式会社（大阪府大阪市）

(d) 株式会社かんでんエンジニアリング（大阪府大阪市）

(e) 株式会社日本ネットワークサポート（大阪府大阪市）

(f) 関電プラント株式会社（大阪府大阪市）

(g) M I D都市開発株式会社（大阪府大阪市）

(h) M I Dファシリティマネジメント株式会社（大阪府大阪市）

(i) 関電システムソリューションズ株式会社（大阪府大阪市）

(j) 株式会社環境総合テクノス（大阪府大阪市）

(k) 株式会社関電L & A（大阪府大阪市）

(9) 使用人の状況

| 区 分 | 使用人数 | 前年度末比増減 |
|---------|---------|---------|
| 電 気 事 業 | 20,714名 | 230名 |
| 情報通信事業 | 3,082 | 126 |
| その他の事業 | 9,741 | 220 |
| 合 計 | 33,537 | 576 |

(注) 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 |
|-----------------|---------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 5,206億円 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2,707 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,360 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,185 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,537 |
| 日本生命保険相互会社 | 2,187 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 38万4,083名
- (4) 大株主

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|--|----------|-------|
| | 持株数 | 出資比率 |
| 大阪市 | 83,748千株 | 9.37% |
| 日本生命保険相互会社 | 42,909 | 4.80 |
| 神戸市 | 27,351 | 3.06 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 26,453 | 2.96 |
| 関西電力持株会 | 21,731 | 2.43 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 18,232 | 2.04 |
| 高知信用金庫 | 16,480 | 1.84 |
| SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS | 16,155 | 1.81 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 12,978 | 1.45 |
| 株式会社三井住友銀行 | 11,128 | 1.24 |

(注) 出資比率は、自己株式(44,886,799株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---|--|
| *取締役会長 | 森 詳 介 | | 全日本空輸株式会社 社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外 取締役 株式会社ロイヤルホ テル社外取締役 公益社団法人関西経 済連合会会長 |
| *取締役社長 | 八 木 誠 | | 電気事業連合会会長 |
| *取締役副社長 | 井 狩 雅 文 | 人材活性化室担当、 立地室担当、経営監 査室担当、業務全般 | 株式会社かんでんエ ルハート取締役社長 株式会社きんでん社 外監査役 社会福祉法人かんで ん福祉事業団理事長 |
| *取締役副社長 | 生 駒 昌 夫 | 電力流通事業本部 グループ経営推進本 部長 国際室担当、業務全般 | 東洋テック株式会社 社外取締役 |
| *取締役副社長 | 豊 松 秀 己 | 原子力事業本部長 | 株式会社きんでん社 外監査役 |
| *取締役副社長 | 香 川 次 朗 | 総合企画本部（地域 エネルギー部門） お客さま本部長 | |
| *取締役副社長 | 岩 根 茂 樹 | 総合企画本部長 原子燃料サイクル室 担当(サイクル事業) | |
| 常務取締役 | 廣 江 讓 | 経理室担当、総務室 担当、購買室担当 | |
| 常務取締役 | 橋 本 徳 昭 | 研究開発室担当、土 木建築室担当 | |

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|---------|---------------------------------|--|
| 常務取締役 | 迎 陽 一 | 燃料室担当 | |
| 常務取締役 | 土 井 義 宏 | 電力流通事業本部長、経営改革・IT本部長 行為規制担当 | |
| 常務取締役 | 白 井 良 平 | 原子力事業本部長代理 原子燃料サイクル室担当（原燃契約） | |
| 常務取締役 | 岩 谷 全 啓 | 火力事業本部長 環境室担当 | |
| 常務取締役 | 八 嶋 康 博 | 広報室担当、秘書室担当 | |
| 取 締 役 | 川 邊 辰 也 | 公益社団法人関西経済連合会専務理事 | |
| 取 締 役 | 井 上 礼 之 | | ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 公益社団法人関西経済連合会副会長 |
| 取 締 役 | 辻 井 昭 雄 | | 近畿日本鉄道株式会社相談役 日野自動車株式会社社外監査役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 |
| 取 締 役 | 玉 越 良 介 | | 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 テンプレホールディングス株式会社社外監査役 Morgan Stanley 取締役 |
| 常任監査役 | 神 野 榮 | （常勤） | 日立造船株式会社社外監査役 |

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|------|------|---|
| 常任監査役 | 田村康生 | (常勤) | |
| 常任監査役 | 泉正博 | (常勤) | |
| 監査役 | 土肥孝治 | | 弁護士 積水ハウス株式会社 社外監査役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外監査役 阪急電鉄株式会社社外監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社社外監査役 |
| 監査役 | 森下洋一 | | パナソニック株式会社特別顧問 トヨタ自動車株式会社社外監査役 |
| 監査役 | 吉村元志 | | |
| 監査役 | 楨村久子 | | 京都女子大学教授、同大学院教授 |

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役辻井昭雄および取締役玉越良介の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役楨村久子の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネージャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役会長森 詳介氏が社外取締役に就任している全日本空輸株式会社は、平成25年4月1日付をもってANAホールディングス株式会社に社名を変更し、ANAグループの持株会社に移行しております。
7. 監査役楨村久子氏は、平成25年3月31日付をもって京都女子大学教授および同大学院教授を退任し、同年4月1日付をもって同大学宗教・文化研究所客員研究員に就任しております。
8. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| | |
|-------|--------------------------------|
| 取 締 役 | 19名 700 百万円 (うち社外取締役 3名 23百万円) |
| 監 査 役 | 7名 137 百万円 (うち社外監査役 4名 31百万円) |

- (注) 1. 上記には第88回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬額を含めております。
2. 当事業年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないことといたしました。
3. 株主総会の決議による役員報酬額は次のとおりであります。
- 取締役 月額 75百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)
- 監査役 月額 18百万円以内

(3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 当事業年度における主な活動状況 |
|-------|------|---|
| 社外取締役 | 井上礼之 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち10回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 辻井昭雄 | 当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 玉越良介 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 土肥孝治 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、また監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 森下洋一 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち8回、また監査役会13回のうち7回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 吉村元志 | 当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回のすべてに出席し、地方行政経験者および企業経営者としての幅広い見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 榎村久子 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、また監査役会13回のうち12回に出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 112百万円
- b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 222百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社である、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社関電エネルギーソリューション、関電不動産株式会社および株式会社かんでんエンジニアリングの計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）適用に関する助言・指導業務」、「送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に対する合意された手続き業務」および「グループ会計方針統一に関するコンサルタント業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当であり、かつ緊急性を有すると判断した場合には、会計監査人を解任することといたします。
- b. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することといたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は上記の体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

- (1) **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的にと取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、職務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、職務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

内部監査組織は、リスクの管理体制およびリスクの管理状況について、定期的に監査を行う。

- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な職務の執行に関する事項について、役付取締役により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

- (5) **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求

めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けるコンプライアンス相談制度を整備し、その運用に当たっては、相談者の秘密保護や不利益取扱いの排除等に留意する。

内部監査組織は、法令等の遵守状況、その他使用人の職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、社外の有識者の参加も得た委員会において、公正かつ適正な立場から内部統制の有効性について審議、評価する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導することにより、企業集団の業務の適正を確保する。

また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止するよう努める。

内部監査組織は、子会社を含む当社グループの業務執行について、定期的な監査を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とし、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの職務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。また、当該組織の使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、社内規程に基づき、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

連 結 貸 借 対 照 表

平成25年 3月31日現在

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 固 定 資 産 | 6,927,635 | 固 定 負 債 | 5,258,967 |
| 電 気 事 業 固 定 資 産 | 3,522,795 | 社 債 | 1,421,525 |
| 水 力 発 電 設 備 | 313,583 | 長 期 借 入 金 | 2,203,851 |
| 汽 力 発 電 設 備 | 425,681 | 退 職 給 付 引 当 金 | 370,360 |
| 原 子 力 発 電 設 備 | 379,859 | 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金 | 638,521 |
| 送 電 設 備 | 1,001,226 | 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金 | 45,608 |
| 変 電 設 備 | 411,440 | 資 産 除 去 債 務 | 452,200 |
| 配 電 設 備 | 845,045 | 繰 延 税 金 負 債 | 297 |
| 業 務 設 備 | 116,441 | そ の 他 の 固 定 負 債 | 126,602 |
| その他の電気事業固定資産 | 29,518 | 流 動 負 債 | 1,087,961 |
| そ の 他 の 固 定 資 産 | 637,427 | 1年以内に期限到来の固定負債 | 440,995 |
| 固 定 資 産 仮 勘 定 | 501,907 | 短 期 借 入 金 | 139,027 |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定 | 501,907 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 180,358 |
| 核 燃 料 | 536,691 | 未 払 税 金 | 43,958 |
| 装 荷 核 燃 料 | 86,273 | そ の 他 の 流 動 負 債 | 283,620 |
| 加 工 中 等 核 燃 料 | 450,418 | 引 当 金 | 10,114 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,728,812 | 渴 水 準 備 引 当 金 | 10,114 |
| 長 期 投 資 | 262,585 | 負 債 合 計 | 6,357,043 |
| 使用済燃料再処理等積立金 | 593,530 | 株 主 資 本 | 1,214,004 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 506,439 | 資 本 金 | 489,320 |
| そ の 他 の 投 資 等 | 368,563 | 資 本 剰 余 金 | 66,634 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 2,306 | 利 益 剰 余 金 | 754,319 |
| 流 動 資 産 | 707,514 | 自 己 株 式 | △ 96,270 |
| 現 金 及 び 預 金 | 156,465 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 42,753 |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 187,290 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 43,411 |
| た な 卸 資 産 | 159,988 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 4,611 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 44,943 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △ 5,269 |
| そ の 他 の 流 動 資 産 | 160,631 | 少 数 株 主 持 分 | 21,349 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 1,803 | 純 資 産 合 計 | 1,278,106 |
| 合 計 | 7,635,150 | 合 計 | 7,635,150 |

連結損益計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|----------------|-----------|------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 営業費用 | 3,173,066 | 営業収益 | 2,859,054 |
| 電気事業営業費用 | 2,795,044 | 電気事業営業収益 | 2,426,863 |
| その他事業営業費用 | 378,022 | その他事業営業収益 | 432,190 |
| 営業損失 | (314,012) | | |
| 営業外費用 | 70,733 | 営業外収益 | 31,555 |
| 支払利息 | 55,102 | 受取配当金 | 3,618 |
| その他の営業外費用 | 15,630 | 受取利息 | 10,025 |
| | | 持分法による投資利益 | 8,114 |
| | | その他の営業外収益 | 9,796 |
| 当期経常費用合計 | 3,243,800 | 当期経常収益合計 | 2,890,609 |
| 当期経常損失 | 353,190 | | |
| 渴水準備金引当又は取崩し | △ 4,489 | | |
| 渴水準備引当金取崩し(貸方) | △ 4,489 | | |
| 税金等調整前当期純損失 | 348,700 | | |
| 法人税等 | △ 105,524 | | |
| 法人税等 | 18,528 | | |
| 法人税等調整額 | △ 124,052 | | |
| 少数株主損益調整前当期純損失 | 243,176 | | |
| 少数株主利益 | 246 | | |
| 当期純損失 | 243,422 | | |

連結株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|--------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高(百万円) | 489,320 | 66,634 | 1,024,581 | △ 96,256 | 1,484,280 |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △ 26,816 | | △ 26,816 |
| 当 期 純 損 失 | | | △ 243,422 | | △ 243,422 |
| 連結子会社の決算期変更に伴う変動 | | | △ 18 | | △ 18 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 22 | △ 22 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | △ 4 | | 7 | 3 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 4 | △ 4 | | — |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計(百万円) | — | — | △ 270,261 | △ 14 | △ 270,276 |
| 当 連 結 会 計 年 度 末 残 高(百万円) | 489,320 | 66,634 | 754,319 | △ 96,270 | 1,214,004 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|------------------|--------------|--------------------|-------------------|----------------|--------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | その他の包括利 益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高(百万円) | 26,669 | 4,930 | △ 6,035 | 25,564 | 19,998 | 1,529,843 |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △ 26,816 |
| 当 期 純 損 失 | | | | | | △ 243,422 |
| 連結子会社の決算期変更に伴う変動 | | | | | | △ 18 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △ 22 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | 3 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 16,741 | △ 319 | 766 | 17,188 | 1,351 | 18,539 |
| 当連結会計年度変動額合計(百万円) | 16,741 | △ 319 | 766 | 17,188 | 1,351 | △ 251,736 |
| 当 連 結 会 計 年 度 末 残 高(百万円) | 43,411 | 4,611 | △ 5,269 | 42,753 | 21,349 | 1,278,106 |

連結注記表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

全子会社 57社

主要な連結子会社の名称

(株)ケイ・オブティコム、(株)関電エネルギーソリューション、
関電不動産(株)、(株)かんでんエンジニアリング、(株)日本ネット
ワークサポート、関電プラント(株)、MID都市開発(株)、MID
ファシリティマネジメント(株)、関電システムソリューションズ(株)、(株)環境総合テクノス、(株)関電L&A

当連結会計年度中において、(株)ケイ・キャットは(株)ケイ・オブティコムと合併したため、
連結の範囲から除外している。

この他、当連結会計年度中の新規設立により1社を連結の範囲に含め、清算終了により1
社を連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した関連会社

関連会社の数

4社

会社の名称

日本原燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、サンロケ・パワー・
コーポレーション

b. 持分法を適用しない関連会社

主要な会社等の名称 日本原子力発電(株)

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす
影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計処理基準に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資
産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法に
より算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(b) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形
固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法により、減価償却を実施し
ている。

これによる営業損失、当期経常損失および税金等調整前当期純損失への影響は軽微で
ある。

c. 重要な引当金の計上基準

(a) 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額（一部の連結子会社は現価方式による額から年金資産の評価額を控除した額）を計上している。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度（一部の連結子会社は発生の日次連結会計年度）から費用処理することとしている。

(b) 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.6%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当連結会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は145,167百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当連結会計年度末の見積差異12,400百万円については、翌連結会計年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

(c) 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

d. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により原子力発電実績に応じて費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

(b) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

a. 当社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

| | |
|-----------------|--------------|
| 社債 | 1,641,220百万円 |
| ㈱日本政策投資銀行からの借入金 | 371,959百万円 |

b. 連結子会社において担保に供している資産

| | |
|----------|-----------|
| 土地および建物等 | 23,230百万円 |
|----------|-----------|

上記資産を担保としている債務

| | |
|-----|----------|
| 借入金 | 8,340百万円 |
| 買掛金 | 2,353百万円 |

| | | |
|-----|--|---------------|
| (2) | 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,900,181百万円 |
| (3) | たな卸資産の内訳科目および金額 | |
| | 商品及び製品 | 5,213百万円 |
| | 仕掛品 | 4,840百万円 |
| | 原材料及び貯蔵品 | 102,916百万円 |
| | 販売用不動産 | 47,017百万円 |
| (4) | 保証債務 | |
| | 社債に対する保証債務 | |
| | 日本原燃(株) | 6,296百万円 |
| | 借入金等に対する保証債務 | |
| | 日本原燃(株) | 175,348百万円 |
| | 日本原子力発電(株) | 41,652百万円 |
| | セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド | 12,894百万円 |
| | ブルーウォーターズ・パワー・プロプライアットリー・リミテッド | 3,010百万円 |
| | ロジヤナ・パワー・カンパニー・リミテッド | 639百万円 |
| | 原燃輸送(株) | 15百万円 |
| | 提携住宅ローン利用顧客 | 5,220百万円 |
| | その他 | 2百万円 |
| | スワップ契約に対する保証債務 | |
| | セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド | 1,723百万円 |
| (5) | 会社法以外の法令の規定による引当金 | |
| | 湯水準備引当金 | |
| | 電気事業法第36条の規定により計上している。 | |
| 3. | 連結株主資本等変動計算書に関する注記 | |
| (1) | 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 | 938,733,028株 |
| (2) | 配当に関する事項 | |
| | 配当金支払額 | |
| | 平成24年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議している。 | |
| | 配当金の総額 | 26,816百万円 |
| | 1株当たり配当額 | 30円 |
| | 基準日 | 平成24年3月31日 |
| | 効力発生日 | 平成24年6月28日 |
| 4. | 金融商品に関する注記 | |
| (1) | 金融商品の状況に関する事項 | |
| | 当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマース・ペーパー等により調達している。 | |
| | 資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。 | |
| | また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要なものを保有しており、使用済燃料再処理等積立金については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」等の法令に従い、使用済燃料の再処理等に係る費用の積立て・取戻しを行っている。 | |
| | デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は | |

行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、20日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券は、主に電気事業の運営上必要な株式であり、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物が替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------------|----------------|-----------|--------|
| 資 産 | | | |
| a. 有価証券及び投資有価証券(*1) | 96,089 | 96,321 | 231 |
| b. 使用済燃料再処理等積立金 | 593,530 | 593,530 | - |
| c. 現金及び預金 | 156,465 | 156,465 | - |
| d. 受取手形及び売掛金 | 187,290 | 187,290 | - |
| 負 債 | | | |
| e. 社 債(*2) | 1,641,220 | 1,683,018 | 41,798 |
| f. 長期借入金(*2,3) | 2,423,020 | 2,481,172 | 58,152 |
| g. 短期借入金(*4) | 146,008 | 146,008 | - |
| h. 支払手形及び買掛金 | 180,358 | 180,358 | - |
| i. 未払税金 | 43,958 | 43,958 | - |
| j. デリバティブ取引(*5) | 6,196 | 6,196 | - |

(*1) 連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

(*2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

(*3) 連結貸借対照表上「その他の固定負債」および「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(*4) 連結貸借対照表上「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

b. 使用済燃料再処理等積立金

これは、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、この帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額

によっている。

c. 現金及び預金、並びに d. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

e. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

f. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「j. デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

g. 短期借入金、h. 支払手形及び買掛金、並びに i. 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

j. デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「f. 長期借入金」参照）（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額73,998百万円）、出資証券等（連結貸借対照表計上額3,252百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,406円53銭

(2) 1株当たり当期純損失

272円43銭

貸借対照表

平成25年3月31日現在

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|-------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 固 定 資 産 | 6,316,279 | 固 定 負 債 | 4,856,171 |
| 電 気 事 業 固 定 資 産 | 3,613,989 | 社 債 | 1,422,625 |
| 水 力 発 電 設 備 | 317,843 | 長 期 借 入 債 務 | 1,858,081 |
| 原 子 力 発 電 設 備 | 427,494 | リ ー ス 債 務 | 18,175 |
| 内 燃 力 発 電 設 備 | 383,531 | 関 係 会 社 長 期 債 務 | 837 |
| 新 エ ネ ルギ ー 等 発 電 設 備 | 9,157 | 退 職 給 付 引 当 金 | 12,490 |
| 送 電 設 備 | 1,846 | 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金 | 353,239 |
| 変 電 設 備 | 1,018,443 | 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金 | 638,521 |
| 配 電 設 備 | 418,374 | 資 産 除 去 債 務 | 45,608 |
| 業 務 設 備 | 901,644 | 資 産 除 去 債 務 | 449,344 |
| 貸 付 設 備 | 117,111 | 雑 固 定 負 債 | 57,248 |
| 附 帯 事 業 固 定 資 産 | 18,542 | 流 動 負 債 | 996,379 |
| 事 業 外 固 定 資 産 | 15,707 | 1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債 | 366,775 |
| 建 設 仮 勘 定 | 7,764 | 短 期 借 入 | 130,000 |
| 除 却 仮 勘 定 | 480,672 | 引 当 金 | 138,612 |
| 核 心 燃 料 定 額 | 480,107 | 未 払 金 | 35,839 |
| 装 荷 核 心 燃 料 | 565 | 未 払 費 用 | 104,507 |
| 加 工 中 等 核 心 燃 料 | 86,273 | 預 り 金 | 29,333 |
| 投 資 其 他 の 投 資 資 産 | 450,418 | 関 係 会 社 短 期 債 務 | 15,325 |
| 長 期 投 資 | 1,661,453 | 諸 前 受 金 | 130,084 |
| 関 係 会 社 長 期 投 資 | 176,497 | 雑 流 動 負 債 | 16,425 |
| 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金 | 429,383 | 引 当 金 | 29,476 |
| 長 期 前 払 費 用 | 593,530 | 濁 水 準 備 引 当 金 | 10,114 |
| 繰 上 償 却 引 当 金 (貸 方) | 18,385 | 負 債 合 計 | 5,862,666 |
| 流 動 資 産 | 444,219 | 株 主 資 本 | 859,386 |
| 現 金 及 び 預 金 | △ 562 | 資 本 本 剰 余 金 | 489,320 |
| 売 掛 金 | 441,382 | 資 本 準 備 金 | 67,031 |
| 未 収 入 金 | 121,978 | 利 益 剰 余 金 | 67,031 |
| 貯 蔵 品 | 132,561 | 利 益 準 備 金 | 399,173 |
| 前 払 費 用 | 27,285 | そ の 他 の 利 益 剰 余 金 | 122,330 |
| 関 係 会 社 短 期 債 権 | 94,502 | 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 | 276,843 |
| 繰 上 償 却 引 当 金 (貸 方) | 1,177 | 別 途 積 立 金 | 2,356 |
| 雑 債 権 | 4,342 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 420,000 |
| 繰 上 償 却 引 当 金 (貸 方) | 38,173 | 自 己 株 式 | △ 145,513 |
| | 22,792 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △ 96,139 |
| | △ 1,431 | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 35,608 |
| | | 繰 上 償 却 引 当 金 (貸 方) | 30,997 |
| | | 繰 上 償 却 引 当 金 (貸 方) | 4,611 |
| | | 純 資 産 合 計 | 894,995 |
| 合 計 | 6,757,662 | 合 計 | 6,757,662 |

損益計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|----------------|-----------|-------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 営業費用 | 2,884,102 | 営業収益 | 2,520,713 |
| 電気事業営業費用 | 2,808,920 | 電気事業営業収益 | 2,439,435 |
| 水力発電電費 | 59,541 | 電灯料 | 1,010,697 |
| 水汽発電電費 | 1,076,236 | 電力料 | 1,343,556 |
| 原子力発電電費 | 270,775 | 地帯間販売電力料 | 13,050 |
| 内燃力発電電費 | 5,538 | 他社販売電力料 | 10,097 |
| 新エネルギー等発電電費 | 391 | 託送収益 | 18,151 |
| 地帯間購入電力料 | 140,219 | 事業者間精算収益 | 774 |
| 他社購入電力料 | 427,703 | 再エネ特措法交付金 | 11,461 |
| 送電電費 | 159,847 | 電気事業雑収益 | 30,239 |
| 変電電費 | 83,611 | 貸付設備収 | 1,405 |
| 配電電費 | 211,760 | | |
| 販売売電費 | 98,773 | | |
| 貸付設備費 | 745 | | |
| 一般管理費 | 175,079 | | |
| 再エネ特措法納付金 | 19,240 | | |
| 電源開発促進税 | 54,810 | | |
| 事業電力費振替勘定(貸方) | △ 290 | | |
| 附帯事業営業費用 | 75,181 | 附帯事業営業収益 | 81,278 |
| 蒸気供給事業営業費用 | 3,392 | 蒸気供給事業営業収益 | 3,724 |
| ガス供給事業営業費用 | 66,100 | ガス供給事業営業収益 | 68,859 |
| 燃料販売事業営業費用 | 1,336 | 燃料販売事業営業収益 | 1,402 |
| その他附帯事業営業費用 | 4,352 | その他附帯事業営業収益 | 7,291 |
| 営業損失 | (363,388) | | |
| 営業外費用 | 55,234 | 営業外収益 | 26,060 |
| 財務費用 | 50,254 | 財務収益 | 19,339 |
| 支払利息 | 49,949 | 受取配当金 | 7,738 |
| 社債発行費用 | 305 | 受取利息 | 11,601 |
| 事業外費用 | 4,979 | 事業外収益 | 6,720 |
| 固定資産売却損失 | 100 | 固定資産売却益 | 332 |
| 雑損 | 4,878 | 雑収 | 6,387 |
| 当期経常費用合計 | 2,939,336 | 当期経常収益合計 | 2,546,773 |
| 当期経常損失 | 392,562 | | |
| 湯水準備金引当又は取崩し | △ 4,489 | | |
| 湯水準備引当金取崩し(貸方) | △ 4,489 | | |
| 税引前当期純損失 | 388,072 | | |
| 法人税等 | △ 115,134 | | |
| 法人税等調整額 | △ 115,134 | | |
| 当期純損失 | 272,938 | | |

株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | |
|------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-------------------|-------------|-----------|-----------|----------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | | | |
| | | | | | 海 外 投 資 損 失 準 備 金 | 原 委 調 積 立 金 | 価 動 整 立 金 | 別 途 積 立 金 | | | 繰 上 利 剰 余 金 |
| 当事業年度期首残高(百万円) | 489,320 | 67,031 | - | 122,330 | 2,389 | 87,000 | 640,000 | △ 152,786 | △ 96,124 | 1,159,161 | |
| 当事業年度変動額 | | | | | | | | | | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | | | | | △ 32 | | | 32 | | - | |
| 原価変動調整積立金の取崩 | | | | | | △ 87,000 | | 87,000 | | - | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | | △ 220,000 | 220,000 | | - | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △ 26,816 | | △ 26,816 | |
| 当期純損失 | | | | | | | | △ 272,938 | | △ 272,938 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △ 22 | △ 22 | |
| 自己株式の処分 | | | △ 4 | | | | | | 7 | 3 | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 4 | | | | | △ 4 | | - | |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当事業年度変動額合計(百万円) | - | - | - | - | △ 32 | △ 87,000 | △ 220,000 | 7,273 | △ 14 | △ 299,774 | |
| 当事業年度末残高(百万円) | 489,320 | 67,031 | - | 122,330 | 2,356 | - | 420,000 | △ 145,513 | △ 96,139 | 859,386 | |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純 資 産 合 計 |
|------------------------|-----------------------|---------|-------|-------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金 | 繰 上 損 益 | 延 滞 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 合 計 | |
| 当事業年度期首残高(百万円) | 19,465 | 4,874 | | 24,340 | 1,183,501 |
| 当事業年度変動額 | | | | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | | | | | - |
| 原価変動調整積立金の取崩 | | | | | - |
| 別途積立金の取崩 | | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | | △ 26,816 |
| 当期純損失 | | | | | △ 272,938 |
| 自己株式の取得 | | | | | △ 22 |
| 自己株式の処分 | | | | | 3 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額) | 11,532 | △ 263 | | 11,268 | 11,268 |
| 当事業年度変動額合計(百万円) | 11,532 | △ 263 | | 11,268 | △ 288,505 |
| 当事業年度末残高(百万円) | 30,997 | 4,611 | | 35,608 | 894,995 |

個別注記表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

a. 有価証券

子会社株式および関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産

貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品）

総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

貯蔵品（特殊品）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法

b. 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法により、減価償却を実施している。

これによる営業損失、当期経常損失および税引前当期純損失への影響は軽微である。

(3) 引当金の計上基準

a. 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

b. 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.6%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は145,167百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌事業年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当事業年度末の見積差異12,400百万円については、翌事業年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

c. 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

a. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)により原子力発電実績に応じて費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の繰見積額を基準として計上している。

b. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,642,620百万円

㈱日本政策投資銀行からの借入金 371,959百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,236,306百万円

(3) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃㈱ 6,296百万円

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱ 175,348百万円

(株)ケイ・オブティコム 118,957百万円

日本原子力発電㈱ 41,652百万円

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 12,894百万円

エルエヌジー・エビス・ショッピング・コーポレーション 8,788百万円

カンサイ・ソウジツ・エンリッチメント・インベストینگ 6,161百万円

ブルーウォーターズ・パワー・プロプライアットリー・リミテッド 3,010百万円

関西電子ビーム㈱ 1,800百万円

ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド 639百万円

原燃輸送㈱ 15百万円

スワップ契約に対する保証債務

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 1,723百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

長期金銭債権 99,345百万円

短期金銭債権 3,753百万円

長期金銭債務 12,490百万円

短期金銭債務 130,052百万円

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

蒸気供給事業 専用固定資産 80百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 102百万円

合計額 182百万円

ガス供給事業 専用固定資産 817百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 2,611百万円

合計額 3,428百万円

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金

電気事業法第36条の規定により計上している。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 費用 313,101百万円 収益 33,796百万円

営業取引以外の取引高 2,926百万円

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 4. 株主資本等変動計算書に関する注記 | |
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | 44,886,799株 |
| 5. 税効果会計に関する注記 | |
| 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 185,850百万円 |
| 退職給付引当金 | 108,965百万円 |
| 減価償却超過額 | 63,671百万円 |
| 資産除去債務 | 62,913百万円 |
| 使用済燃料再処理等引当金 | 28,666百万円 |
| その他 | 107,054百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 557,121百万円 |
| 評価性引当額 | △ 40,872百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 516,248百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務相当資産 | △ 18,320百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 12,304百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 2,168百万円 |
| 海外投資等損失準備金 | △ 1,061百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 33,855百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 482,392百万円 |

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|--------------|----------------|-----------------------------------|----------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | (株)ケイ・オプティコム | 所有 直接 100.0% | 光ファイバ、無線鉄塔等電気通信設備の賃借 | 債務保証(注1) | 118,957 | - | - |
| 関連会社 | 日本原燃(株) | 所有 直接 16.6% | 使用済燃料の再処理、廃棄物の管理、ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託 | 債務保証(注2) | 181,645 | - | - |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) (株)ケイ・オプティコムに対する債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

(注2) 日本原燃(株)に対する債務保証については、金融機関からの借入金および社債に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,001円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 305円35銭 |

8. その他の注記

電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

独立監査人の監査報告書

関西電力株式会社
取締役会 御中

平成25年5月9日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢吹 幸二 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 明久 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 浩一 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

関西電力株式会社
取締役会 御中

平成25年5月9日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 吹 幸 二 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 明 久 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の整備の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成25年5月15日

関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 神 野 榮 ㊟

常任監査役(常勤) 田 村 康 生 ㊟

常任監査役(常勤) 泉 正 博 ㊟

監 査 役 土 肥 孝 治 ㊟

監 査 役 森 下 洋 一 ㊟

監 査 役 吉 村 元 志 ㊟

監 査 役 横 村 久 子 ㊟

(注) 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役横村久子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案および第2号議案）〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当年度収支について、原子力利用率の低下に伴う火力燃料費や他社からの購入電力料の増加などにより、2,729億円の当期純損失となったため、別途積立金を以下のとおり取り崩したいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 270,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 270,000,000,000円

なお、剰余金の配当につきましては、業績の悪化を踏まえ、誠に申し訳ございませんが、無配といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役全員任期満了につき17名選任の件

取締役全員(18名)は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役17名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 生年月日 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|---------------------------------------|---|--------------|-----------------|
| 1 もり 森 しょう すけ 介 昭和15年8月6日 | 昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成元年6月 同社工務部長 平成2年12月 同社副支配人工務部長 平成6年6月 同社支配人企画室長 平成9年5月 同社支配人経営改革推進室長、企画室長 平成9年6月 同社取締役電力システム室長 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社取締役社長 平成20年6月 電気事業連合会会長 (平成22年6月 退任) 平成22年6月 関西電力株式会社取締役会長(現在に至る) 平成23年5月 公益社団法人関西経済連合会会長(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・ANAホールディングス株式会社社外取締役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・株式会社ロイヤルホテル社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会会長 | 45,939株 | なし |

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|----|----------------------------------|--|--------------|-----------------|
| 2 | やぎ まこと 八木 誠 昭和24年10月13日 | 昭和47年4月 関西電力株式会社入社 平成11年6月 同社経営改革推進室プロジェクトマネジャー、 工務部長 平成12年6月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成13年6月 同社支配人中央送変電建設事務所長 平成15年6月 同社支配人電力システム事業本部副事業本 部長 平成17年6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本 部長 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社取締役副社長 平成22年6月 同社取締役社長（現在に至る） 平成23年4月 電気事業連合会会長（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・電気事業連合会会長 | 28,200株 | なし |
| 3 | いこま まさお 生駒 昌夫 昭和27年9月9日 | 昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人企画室国際担当 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長（現在に至る） 〔現在の担当〕 電力流通事業本部 グループ経営推進本部長 国際室担当、業務全般 〔重要な兼職の状況〕 ・東洋テック株式会社社外取締役 | 20,512株 | なし |
| 4 | とよまつ ひでき 豊松 秀己 昭和28年12月28日 | 昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成14年6月 同社原子力事業本部原子力企画グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長 （原子力企画、原子燃料担当） 平成17年7月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長（現在に至る） 〔現在の担当〕 原子力事業本部長 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役 | 14,200株 | なし |

| 氏名 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|--|---|--------------|-----------------|
| 5 か 香 川 次 朗 がわ じ ろう 昭和28年1月3日 | 昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部営業計画グループチーフ マネジャー 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 平成18年6月 同社執行役員人材活性化室長 平成19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長（現在に至る） 〔現在の担当〕 総合企画本部（地域エネルギー部門） お客さま本部長 | 13,000株 | なし |
| 6 いわ 岩 根 茂 樹 お しげ き 昭和28年5月27日 | 昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年12月 同社燃料室燃料計画グループチーフマネジャー 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成19年6月 同社執行役員企画室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成24年4月 同社取締役副社長（現在に至る） 〔現在の担当〕 総合企画本部長 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業） | 14,500株 | なし |
| 7 ひろ 廣 江 祐 謙 え ゆづる 昭和27年9月7日 | 昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社企画室原価グループチーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人企画室長、品質・安全監査室長 平成16年6月 同社支配人企画室長 平成18年6月 同社執行役員企画室長 平成19年6月 同社取締役電気事業連合会理事・事務局長 平成23年6月 同社常務取締役（現在に至る） 〔現在の担当〕 経理室担当、総務室担当、購買室担当 | 37,600株 | なし |
| 8 はし 橋 本 徳 昭 もと のり あき 昭和23年8月1日 | 昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社土木建築室計画グループチーフマネ ジャー 平成17年6月 同社支配人土木建築室長 平成18年6月 同社執行役員土木建築室長 平成19年6月 同社常務執行役員土木建築室長 平成21年6月 同社常務取締役（現在に至る） 〔現在の担当〕 研究開発室担当、土木建築室担当 | 14,400株 | なし |

| 氏 名 生 年 月 日 | | 略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|----------------|--------------------------------------|--|--|--------------|-----------------|
| 9 | むかえ よう いち 迎 陽 一 昭和26年8月9日 | 平成16年6月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 (平成18年7月 退官) 平成18年8月 商工組合中央金庫理事 (平成20年7月 退任) 平成20年8月 関西電力株式会社顧問 平成21年6月 同社常務取締役 (現在に至る) 〔現在の担当〕 燃料室担当 | | 20,100株 | なし |
| 10 | ど い よし ひろ 土 井 義 宏 昭和29年10月25日 | 昭和15年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー、お客さま本部マルチサービ スネットワークグループチーフマネジャー 平成16年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グルー プチーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人と歌山支店長 平成18年6月 同社執行役員和歌山支店長 平成19年6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業本部 長、ネットワーク技術部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 (現在に至る) 〔現在の担当〕 電力流通事業本部長、経営改革・IT本 部長 行為規制担当 | | 10,680株 | なし |
| 11 | いわ なに まさ ひろ 岩 谷 全 啓 昭和27年11月7日 | 昭和15年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部火力グループチーフマネ ジャー 平成17年6月 同社支配人火力センター所長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 火力事業本部副事業本部長 平成22年6月 同社常務取締役 (現在に至る) 〔現在の担当〕 火力事業本部長 環境室担当 | | 7,400株 | なし |
| 12 | や し ま やす ひろ 八 嶋 康 博 昭和28年9月21日 | 昭和15年4月 関西電力株式会社入社 平成14年12月 同社企画室企画グループチーフマネジャー 平成16年6月 同社企画室企画グループチーフマネジャー、 企画室取引管理グループチーフマネジャー 平成18年6月 同社燃料室長 平成20年6月 同社執行役員燃料室長 平成21年6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成23年6月 同社常務取締役 (現在に至る) 〔現在の担当〕 広報室担当、秘書室担当 | | 19,200株 | なし |

| 氏名 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|--|--|--------------|-----------------|
| 13 しら い りょう へい 白 井 良 平 昭和28年8月5日 | 昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部管理グループチーフマネージャー 平成15年6月 同社支配人滋賀支店長 平成18年6月 同社支配人火力センター所長 平成19年6月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成21年6月 同社執行役員企画室CSR・品質管理担当室長、原子力保全改革推進室長 平成22年6月 同社常務取締役（現在に至る） [現在の担当] 原子力事業本部長代理 原子燃料サイクル室担当（原燃契約） | 16,700株 | なし |
| 14 かわ べ たつ や 川 邊 辰 也 昭和27年6月6日 | 昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社地域共生・広報室報道グループチーフマネージャー 平成18年6月 同社地域共生・広報室長 平成19年6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成21年5月 同社執行役員社団法人関西経済連合会常務理事・事務局長 平成21年6月 同社常務執行役員社団法人関西経済連合会常務理事・事務局長 平成23年4月 同社常務執行役員公益社団法人関西経済連合会常務理事・事務局長 平成23年5月 同社常務執行役員公益社団法人関西経済連合会専務理事 平成23年6月 同社取締役公益社団法人関西経済連合会専務理事（現在に至る） | 7,700株 | なし |
| 15 いの うえ のり ゆき 井 上 礼 之 昭和10年3月17日 | 平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長 平成7年5月 同社取締役会長兼社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事（平成13年5月 退任） 平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長 平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO（現在に至る） 平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る） 平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る） [重要な兼職の状況] ・ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会副会長 | 1,000株 | なし |

| 氏名 生年月日 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|-----------------------------|---|--------------|-----------------|
| 16 辻井昭雄 昭和7年12月19日 | 平成11年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長 平成15年6月 同社取締役会長 平成17年4月 関西経営者協会会長 (平成21年5月 退任) 平成18年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成19年6月 近畿日本鉄道株式会社相談役(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・近畿日本鉄道株式会社相談役 ・日野自動車株式会社社外監査役 ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 | なし | なし |
| 17 たま 玉越良介 昭和22年7月10日 | 平成14年5月 株式会社U F J 銀行副頭取執行役員 平成14年6月 同社取締役副頭取執行役員 平成16年5月 同社取締役会長 平成16年6月 株式会社U F J ホールディングス取締役社長 平成17年10月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ 取締役会長 (平成22年6月 退任) 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J 銀行取締役副会長 (平成20年4月 退任) 平成18年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成22年6月 株式会社三菱東京U F J 銀行特別顧問(現 在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社三菱東京U F J 銀行特別顧問 ・テンポホールディングス株式会社社外監査役 ・Morgan Stanley 取締役 | なし | なし |

(注) 1. 井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏は、社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。

(1) 井上礼之氏は、空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼CEOや阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

(2) 辻井昭雄氏は、鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近畿日本鉄道株式会社の取締役社長、取締役会長を歴任している他、日野自動車株式会社社外監査役や株式会社近鉄エクスプレス社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たし

ており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

- (3) 玉越良介氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役副会長や株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、テンプホールディングス株式会社社外監査役やMorgan Stanley取締役役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

3. 当社は、井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏を、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
4. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役であったときは、当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む）は、次のとおりであります。
 - (1) 井上礼之氏がダイキン工業株式会社の取締役として在任中の平成21年4月に、同社の一部門および一部子会社において不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。
 - (2) 辻井昭雄氏が株式会社近鉄エクスプレスの社外取締役として在任中に、同社は、国際航空貨物利用運送業務の運賃および料金に関して、平成21年3月、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
同氏は、当該事実の報告を受け、コンプライアンス体制の見直し等の再発防止策について社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
5. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は10年、辻井昭雄、玉越良介の両氏は7年であります。

〈株主（1名）からのご提案（第3号議案）〉

第3号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、300個であります。

第3号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 経営方針

第43条 本会社は、「日本海で採掘可能な国産メタンハイドレート」と「尖閣諸島周辺海域で採掘可能な国産の石油と天然ガス」の活用を推進することで火力発電の燃料費を削減し、電力料金を安定させて、国民の皆様の生活や経済活動に貢献する。

▼提案の理由

欧米が価格決定力を握っている石油や天然ガスの代替として、日本の近海に大量に分布している国産メタンハイドレートは安価な燃料になる可能性を持っており、かつ太平洋側より日本海側の方が良質で採掘しやすいという調査結果があります。

幸い当社は日本海に面した京都府宮津市に停止中の火力発電所を有しているため、ここで国産メタンハイドレートによる火力発電を試行して、長期的には他の火力発電所にも本格展開するべきです。

また尖閣諸島周辺海域には世界有数の海底油田が存在している可能性があるため、ここで採掘可能な国産の石油と天然ガスも積極的に活用するべきです。

なぜなら燃料は生活必需品ですので、欧米に依存するにはリスクがあり、日本も価格決定力を獲得していく必要があるからです。

上記を通じて火力発電の燃料費を削減し、電力料金を安定させれば、国民の皆様の生活や経済活動に貢献でき、当社の経営にも資することになると考えます。

○取締役会の意見

当社は、調達先の分散化や価格決定方式の多様化等の取組みを通じ、安価な火力燃料の調達を常に追求しております。加えて、さまざまな燃料の中で安価なものから順に活用することを徹底し、火力燃料費の削減に努めており、特定の燃料の活用を定款に定める必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたしません。

〈株主(39名)からのご提案(第4号議案から第12号議案まで)〉

第4号議案から第12号議案までは、株主(39名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(39名)の議決権の数は、685個であります。

第4号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

定款に前文を新設し社是とする。

【前文】関西電力は、国民の暮らし・経済の基礎となる安全・安心の電力を供給する社会的責任を果たす企業である。

1. 電力システム改革により国家的にエネルギー自給自足をめざす。
2. 原子力発電をやめ地域分散型再生可能エネルギーを基軸とする社会をめざす。
3. 送配電部門は全国的公的運営機関に移管し、発電部門と電力小売り部門で健全運営をめざす。
4. 電力供給本来の業務を全うするため、ふさわしくない事業は廃止する。
5. 蓄積された技術を継承し、お客さまの電源選択権を保障し、ユニバーサルサービスに徹する。
6. ライフラインを維持発展させる目標に向かって全員の協働労働により聖域やタブーをつくらない民主的運営に徹する。

▼提案の理由

2011年3月の福島第一発電所メルトダウン事故は、約16万人もの人々をいまま犠牲にし、当時福島県に在住していた36万人の子ども達は今後長期の甲状腺検査を続けねばならず、この非人道的な事態を招いた原子力発電推進勢力全体の反省と責任は重大です。

こうした事故の収束に全力をあげるためにも地域独占体制を改革せねばなりません。電力システム改革への議論として、原発の是非・核燃料サイクル見直し・原発停止から廃炉の工程・地域独占体制の見直し・発送電の分離・全面自由化などが一気に広がり、後戻りが許されない事態です。ライフラインの維持発展に努めてきた当社は、自らの改革方向も明確にすべきであり、国策が確定する方向と統一的な施策を行う必要が出てきたので、企業の性格を国民に明快に示すため定款に前文を起し、社是として宣言することにしました。

○取締役会の意見

当社は、豊富・良質・低廉な電気でお客さまに奉仕することを経営理念に掲げ、グループ一体となって、商品・サービスの安全かつ安定的なお届けに、日々、万全を期しております。

電力システム改革について、当社は最適な電力システムの実現に向け、これまで国等の検討に積極的に協力してまいりました。今後も、広域系統運用機関の設立、小売の全面自由化や送配電部門の中立性の一層の確保について、詳細検討に協力してまいります。

なお、発送電分離については、電力の安定供給を補完するしくみやルールを整備に関する懸念や、原子力プラントの再稼働やエネルギー政策の動向などの経営環境が不透明ななか、発送電分離を進めることで、企業経営ひいては電力の安定供給の確保に影響が生じかねない懸念が残っております。真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる改革となるために、技術的課題への対応や経営環境の整備について、専門家や事業者の意見を踏まえた十分な検証と、その過程で問題があれば柔軟に見直すことについて、国等に対して引き続き求めてまいります。

原子力発電については、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S + 3 E」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があると考えております。

再生可能エネルギーについては、重要な電源の一つである一方、出力が不安定といった課題もあるため、これらを踏まえたうえで普及・拡大を積極的に推進しております。

当社グループは、電気事業とグループ事業が一体となって価値を提供することで、連結業績の向上とグループの持続的成長を目指しております。

また、ライフラインを担う事業者としての責務を果たすため、CSR啓発活動やダイバーシティの取組みなど、風通しの良い組織風土の醸成に取り組んでおります。

したがいまして、本提案のような社是を定款に設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下のとおり第2条の2（本会社の運営）を新設する。

第2条の2 本会社の事業は、国民の安全を最優先するCSRに基づき運営する。

▼提案の理由

福島第一原発事故は全国民を恐怖に陥れ、原発問題に関する隠されてきた情報が国民に広がり「原発を廃止してほしい」世論は圧倒的となりました。にもかかわらず「電力会社の経営が困難となる」として「計画停電や電気料金値上げ」のような脅かしの論調を広げ、原発再稼働を強行してしまいました。しかし数万年に及ぶ高レベル放射能廃棄物の処理を含む核燃料サイクルの進行にも強い批判も出てきて、もはや原発に固執する関電方針は抜本的に見直すべき時が来ました。よって関西電力は国民に対する安全・安心を最優先するライフライン事業としての社会的責任に徹し、過去の経営姿勢への反省を宣言し、電力供給技術をメーカーや下請けに依存するのを止め、株主の利益だけでなく、基本業務を遂行出来る高い熟練度を持つグループ従業員の増員、育成に全力を上げる体制を急がねばなりません。

○取締役会の意見

当社は、従来から「関西電力グループCSR行動憲章」において、「商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」を行動原則の一つとして掲げ、それに基づいてすべての事業活動を展開しております。

原子力発電については、安全確保 (Safety) を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保 (Energy Security) や経済性 (Economy)、地球環境問題への対応 (Environmental Conservation) の3つのEを加えた、「S + 3 E」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があると考えております。

このため、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策に万全を期し、原子力規制委員会が策定する新規制基準に確実に適合するとともに、当社自らが不断の努力を重ね、さらなる安全性・信頼性の向上に取り組むなど、世界最高水準の安全性を目指してまいります。

また、当社は、長期に亘る電力の安定供給の責務を果たすために必要となる人材を確保するとともに、グループ全体での人材交流や合同研修の実施など、グループ全体の視点での人材育成も推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に経営方針に批判的な意見を含め正確に記載又は記録し、インターネットを通じて開示するものとする。

▼提案の理由

今回の福島原発事故でも、早くから「津波による様々な被害が発生する恐れがある」と関係住民運動団体や多くの研究者から指摘されながら、これを無視してきた東電の姿勢が明らかにされました。毎年の株主総会でも、原発の危険性に対する発言は非常に多く、これに対し原発推進株主による低劣な野次、経営側の不誠実な答弁、強引な総会運営などによって無視されてきました。また、当然お客さまに公開すべき様々な情報開示

の求めに誠意を示さず、さらに、グループ従業員への待遇では、競争激化が著しい成果型賃金制度と、人員不足で職場では過密労働などがあり、精神障害従業員も増加しているとの指摘も行い、対策も求めてきました。以上のような発言は民主主義社会であれば、批判的意見も含め、議論された全内容を議事録に残すことは常識で、その時々々の経営トップが歴史の検証を受けるようにすべきだと考えます。

○取締役会の意見

当社は、従来から、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下のとおり変更する。

第20条 本会社の取締役は、12名以内とする。

▼提案の理由

32年ぶりの大幅な電気料金値上げの申請理由とその根拠資料に対し、消費者団体や個人から多くの情報公開要求が殺到しました。とりわけ、人件費に関係し隠されていた経営トップの巨額の報酬や、原発推進旧幹部への高額顧問料支払いも批判的となりました。また、過去の経営方針も反省せず、原発に固執し、火力発電燃料取得でも高価格を漫然と続け、原発中心施策によって他の重要な老朽化電力供給設備の改修を遅らせ、グループで働く人たちの精神障害の増加も止められず、一般従業員の待遇も低下させる等々、数々の失態も社会に公開されました。よって、現在の取締役は全て責任をとって退陣し、真に国民の安全を最優先させる現場の有能な熟練幹部12名によって心機一転する取締役会の構成とします。なお顧問制度は廃止します。

○取締役会の意見

当社はこれまで、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く経営環境は、大飯発電所3、4号機が再稼動したものの、このほかの原子力プラントの再稼動時期が依然見通せず、電力の需給、事業の収支とも大変厳しい状況にあります。

こうした難局を乗り越えるため、当社グループの総力を結集して、電力の安全・安定供給の完遂とともに、安全性が確認された原子力プラントの再稼動、収支改善に向けたさらなる徹底した経営効率化に取り組んでまいります。加えて、電力システム改革の方針への的確な対応など喫緊の課題の解決に最優先で取り組んでまいります。

これら多くの経営課題に対処していくため、現状においては、取締役の定員枠を変更する必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

「第5章 監査役及び監査役会」第32条を以下のとおり変更する。

第32条 本会社の監査役は、6名以内とし全員を環境保護N G O等からの推薦とする。

▼提案の理由

関電は監査役のうち4名を社外から選任しているので、多様な視点から監査が出来ていると毎年答弁しています。しかし原子力一辺倒、原発以外のライフラインの維持管理不足などの施策を、真っ向から批判できる監査役はいません。今回の電気料金値上げの総括原価データも消費者からの要求がないと提出しない体質もそのままでした。日本弁護士連合会などからも「お手盛り第三者委員会」的な姿を許してはならないとしています。いまこそ取締役の横すべりをなくし、社会的・人道的・倫理的責任を貫ぬき、原発災害を絶対に起こさず、地球温暖化防止・環境問題等で広い視野を持ち、公平な視点で人間集団が豊かになる方向へ、取締役・執行役員が責任を果たしているかどうかをチェックできる、N G O・N P Oなどが推薦する監査役を据えるものとします。

○取締役会の意見

当社は、監査役の定員枠を「7名以内」とし、その過半数に当たる4名を社外から選任し、経営全般について、多様な視点から公正な監査を実施しているところであり、現状においては、これを変更する必要はないと考えております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第9号議案 定款一部変更の件(6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

第44条 地球環境の保全のための世界的取り組みをグループ全体で確認し、その推進のため当社は積極的な役割をはたす。

▼提案の理由

昨今の気候変動・異常気象の進行で国民は不安にさいなまれています。福島原発事故による全原発停止により、火力発電によって日本は大幅なCO₂排出量となっています。放射能汚染に続き、世界から指弾されるのは必定です。ところが関西電力は相変わらず「CO₂排出原単位の削減」に固執しています。毅然として総量削減に立ち向かうべきです。経済同友会からも「経済成長で温室効果ガスの排出が左右される原単位よりも総量規制で行くべきで、中国などへの説得力がなくなる」と批判されました。いまこそ当社は率先して他社購入分・他電力融通分も含め、発電所ごとのCO₂排出量を公開し、総量削減目標を明らかにすべきです。そして国民とともに自然エネルギーへの転換方向を明らかにし、多様な地域分散型再生可能エネルギー発電が公平に容易に接続可能となるように「スマートグリッド化」実現の方向に全力を上げます。

○取締役会の意見

当社グループは、地球環境問題を重要な経営課題として位置づけ、事業活動全般にわたり環境負荷低減に向けた取組みを推進しております。

電気の供給面については、電気事業者自らの努力が反映可能な、お客さまの使用電力量1 kWh当たりのCO₂排出量の低減に向けて、原子力発電の安全・安定運転、火力発電

の高効率化、水力発電・太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの開発、導入などを進め、電気の低炭素化に取り組んでおります。他社購入分等を含めた当社のCO₂排出総量およびCO₂排出係数については、毎年、前年度分を公表しており、発電所ごとのCO₂排出量についても「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき国に報告しております。また、需要面についても、再生可能エネルギーやヒートポンプ技術を活用した高効率システムのご提案、インターネットを活用した電気ご使用状況の見える化サービス「はぴeみる電」の普及拡大など、お客さまと社会の省エネ・省CO₂の実現に向け取り組んでおります。

これらの取組みと高効率、高品質、高信頼度の電力流通システムであるスマートグリッドの構築を一体で行うことで、今後とも持続可能な低炭素社会の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第10号議案 定款一部変更の件 (7)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第45条 従業員の基本的な権利、消費者・地域住民の権利、グループ全体の労働環境向上を常に優先させる。

▼提案の理由

電力事業の極めて多種多様な業務・作業はどれをとっても重要業務です。成果主義型賃金の導入から何回かの「部分的手直し」もしましたが一層複雑な制度となり、評価基準の細分化などさらなる競争激化となっています。精神障害による欠勤者はさらに増加しやむなく退職せざるを得ない悲劇も出ています。その上「計画停電、料金値上げ」などによるお客さまからの批判が重なり、勤労意欲も喪失し、不祥事や事故を多発させています。電気料金値上げ・総括原価の人件費は圧倒的な現場従業員の暮らしを直撃しました。当社は経営トップから現場第一線まで今後長期にわたる原子力設備の完全処理処分にたずさわる従業員も含め給与格差は1対5以内に納め公平・平等化を貫くべきです。当社は消費者の安全と安心を守るためにも、グループ全体で働く人々の技術向上の為に人員の増加を行い、労働条件の向上に取り組むべきです。

○取締役会の意見

当社グループは、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「人権の尊重と良好な職場環境の構築」を行動原則の一つとして掲げ、CSRを軸に、人材育成に重点を置いた取組みを展開するとともに、従業員が安心して、生き活きと働ける環境整備に継続的に取り組んでおります。

また、経営効率化の一環である人件費の削減については、従業員の生活や、やる気・やりがいにも配慮しつつ、取組みを進めております。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第11号議案 定款一部変更の件(8)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第46条 ライフライン基盤強化のための設備投資と人材の確保を常に優先する。

▼提案の理由

関西全域の現場から「知見出来ない事故発生が予測される」との声が出ているにも関わらず、幹部は原発優先主義を変えず、コスト削減の観点だけを優先させてきました。ライフライン設備の維持管理はくらしと国民の生命に影響します。利潤優先のもと、必要な改良や修繕の予算まで切りつめるのは間違いで、発電所・変電所・送電・配電などライフライン設備の保全に万全を期すのは電気事業の社会的責務です。また不況に苦しむ関西の地域経済や失業率改善にも貢献します。電力事業本来のベース業務を「メーカー・下請けへ丸投げ」せず、技術責任が全う出来る人員を確保し、職場の年齢間断絶を起こさぬよう採用数を守り続けるとともに、グループ全体で直ちに65歳まで賃下げ無しで定年延長すべきです。そして中高年齢層の高い技術力を再雇用の実施も含め、若年層に技術継承する施策を充実させねばなりません。

○取締役会の意見

当社グループは、ライフラインを担う事業者として、安全や電気の品質・信頼度の確保を最優先とし、設備の保全に万全を期すため積極的に経営資源を投入しております。

また、長期に亘る電力の安定供給の責務を果たすために必要となる人材を確保するとともに、定年退職した従業員を、本人の希望も踏まえて再雇用し、高齢者の知識、経験を積極的に活用しております。

さらに、若手をはじめ幅広い層のスキル習得に対する支援や、各種研修の充実、専門技術・技能者制度の活用など、将来の確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上につながる取組みを行うとともに、グループ全体での人材交流や合同研修の実施など、グループ全体の視点での人材育成も推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第12号議案 定款一部変更の件(9)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第47条 オール電化住宅が電力浪費の典型だったことを反省し、家電機器を『省エネ、省CO₂、安全、安価』で選択できるサービスに徹する。

▼提案の理由

オール電化住宅割引を当社は平成27年4月1日以降の新規加入から中止します。理由を「・需要喚起を目的とした制度という誤解を生む」からとしています。その一方でエコキュートや電気温水器等の夜間割引制度は継続します。こうした矛盾に充ちた施策は、原発の夜間余剰電力の使用からはじまり、夜間に大きな使用量をいわば強制する姿

にしたからです。今日では原発が動かせないので火力発電燃料費を増加させ、庶民に電気料金値上げも迫るものとなりました。今後は住宅に広がる太陽光発電などの再生可能エネルギーを軸に蓄電装置等の普及も含め、家電機器の多様化時代となります。多くのエネルギー供給技術者が、互いのノウハウや技術的情報を共有し、市民が『省エネ、省CO₂、安全、安価』で、個々の家電機器を自由に選択できるようなサービスに徹するよう、転換しなければなりません。

○取締役会の意見

当社は、お客さまのお役に立つ取組みを徹底し、お客さま満足の向上を図るという基本的な考え方のもと、省エネルギーやピーク電力の抑制等、負荷平準化に資する取組みとして、エネルギーマネジメント活動を推進するとともに、幅広い商品やサービスメニューの開発、ご提案に取り組んでおります。

具体的には、再生可能エネルギーやヒートポンプ技術を活用した高効率システム、お客さまの電気ご使用状況の見える化サービス「はびeみる電」など、多様な商品・サービスを、お客さまのご要望に応じて的確にご提案し、お客さまのエネルギー管理をトータルでサポートしております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（129名）からのご提案（第13号議案から第19号議案まで）〉

第13号議案から第19号議案までは、株主（129名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（129名）の議決権の数は、1,251個であります。

第13号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 八木 誠

▼提案の理由

1. 東日本大震災による福島原発の重大事故が今なお継続し更なる被害を拡大する中で、活断層の疑いの強い地盤に立つ極めて危険な大飯原発を再稼働させ広範な地域を危険にさらしていること。
2. 昨年の株主総会で筆頭株主の大阪市を始めとする自治体や団体から「脱原発」への議案が多数提案され、多くの株主も賛同したが、全て無視し「原発依存」の姿勢を改めないこと。
3. 上記の結果、市場から見放され株価の暴落を招き、中間配当の中止にまで至る事態となったこと。株主に対する責任は重大である。
4. 経営環境の悪化に従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎ、不必要に多い役員が不当に高い報酬を受け取っていること。
5. 2000年に決定、2010年に完成予定のはずの『中間貯蔵施設』について何も明らかにされていないこと。
6. 毎年の株主総会での指摘を無視し、多くの社員を地方議員として活動させ公益企業の信頼を大きく損なっていること。

○取締役会の意見

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、さまざまな経営課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い忠実にその職務を遂行しております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。

大飯発電所3、4号機については、当社が実施してきた対策により安全性の確保が図られているとの判断が、昨年、政府においてなされたことを踏まえ、運転を再開しております。また、新規制基準案に対しても、必要な対策を講じることで適合することを当社として確認し、原子力規制委員会に報告しております。敷地内の破砕帯については、昭和60年の設置許可申請時および平成18年の耐震設計審査指針の改訂に伴う耐震安全性評価において調査・評価を実施し、耐震設計上考慮する活断層ではないことを確認しております。なお、当社は、昨年7月に原子力安全・保安院の指示を受け、敷地内破砕帯の調査を実施しているところであり、この調査およびこれに基づく評価を着実に実施してまいります。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、国内外の最新の技術情報の収集、分析に努め、原子力発電所の安全性、信頼性の向上に取り組んでまいります。

平成24年度の間配当については、取支状況が厳しいことに加え、経営環境が不透明であることなどから、実施いたしませんでした。当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますが、引き続き、電力の安全・安定供給の完遂とともに、安全性が確認された原子力プラントの再稼働、取支改善に向けたさらなる徹底した経営効率化に全力で取り組み、株式市場からの評価を得られるよう努めてまいります。

取締役については、当社の事業規模、業務内容、直面する経営課題への対処および取締役会の監督機能の観点から、また、監査役については、経営全般について多様な視点から公正な監査を実施するとの観点から、それぞれ必要かつ適正な員数であり、その報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役の協議により適正妥当な金額を決定しております。

中間貯蔵施設については、できるだけ早く立地地域を決定するよう努力しております。

地方議会における従業員の議員活動は、個人として行っているものであります。

したがって、いずれも解任を求められる事由ではなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第14号議案 定款一部変更の件 (1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条第1号に以下の項目を付記する。

1 電気事業

当事業においては安全確保を第一とする。

▼提案の理由

福島原発事故の原因も明らかにならないうちに、新安全基準も定まらない中、政治判断で当社大飯原発3、4号だけが再稼働されている。

「私の責任で」と決断した首相も、閣僚も既にその職になく耐震安全性の保証がないまま運転が続いている。新たな調査により、敷地内に「活断層ではないことが否定できない」つまり活断層の存在が明らかになった。専門家の意見が分かれても、「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」により安全側に判断することになっている。近傍3つの活断層が連動する可能性についても過小評価は許されない。また、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を2月に決定したが、周辺自治体の地域防災計画の策定が非常に困難な状況で進んでいない。そのような状況下で大飯原発3、4号炉のみが稼働していいはずはない。直ちに停止するべきだ。

○取締役会の意見

当社は、平成16年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を通じて、安全はすべての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、すべての事業活動を展開しております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、国内外の最新の技術情報の収集、分析に努め、原子力発電所の安全性、信頼性の向上に取り組んでまいります。

大飯発電所3、4号機については、当社が実施してきた対策により安全性の確保が図られているとの判断が、昨年、政府においてなされたことを踏まえ、運転を再開しております。また、新規制基準案に対しても、必要な対策を講じることで適合することを当社として確認し、原子力規制委員会に報告しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第15号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条第1号に以下の項目を付記する。

1 電気事業

原子力発電事業において被ばくは避けられないという本質に真摯に向き合い、原子力発電所の運転にあたっては微量の放射性物質も漏らさないこと。

また保全にあたる労働者を被ばくさせてはならない。

▼提案の理由

2011年3月11日の原発震災は、原発施設破壊にとどまらず、放射能が広大な地域を汚染し、放射能の風や雨雪が及ぶ地域のすべての人々を襲い、被害を与えている。ひとの生命よりもはるかに寿命が長い放射能は土や水や山や空気、自然の中にとどまり、人々を今も襲う。故郷をこわされ、農業や水産業も、家庭もこわされ、原発の本質はひとを

不幸にさせるものだったと知らされた。

身体に害を与え、飲食で体内にも取り込まれ放射線を出し続ける。事故後2年ですでに子どもたちに異常が現れている。また今後いつ発病するかの不安や恐怖が多くの人々を苦しめる。

原発の稼働そのものが、被ばくしながらの点検・修理を下請け作業員に強要している。「計画被ばく」と当社も被曝を承知の上だ。

原発の本質に向き合うことが3.11の教訓だ。

○取締役会の意見

当社は、原子力発電所の運転中に発生する気体や液体の放射性廃棄物については、周辺環境への放出量を低減する対策を実施するとともに、原子炉施設保安規定に定める放出管理目標値を十分下回ることを確認したうえで、排気筒や放水口から放出しております。

作業における放射線管理については、当社は放射線業務従事者の被ばく低減に努めており、当社における線量実績は、法令の線量限度を十分に下回っており、放射線業務従事者の線量実績については、法令に基づき定期的に所管官庁に報告しております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第16号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 報酬の個別開示

第48条 報酬の個別開示

- 1 取締役は報酬、賞与を個別に開示する。
- 2 特別顧問、顧問、相談役は氏名を公表すると共に、報酬を個別に開示する。

▼提案の理由

当社は赤字を理由に電気料金を値上げした。そもそも赤字に陥ったのは、発電比率50%以上を原発に依存してきた経営の失態に他ならない。特に原子力を推進してきた役員の実績は大きく、報酬を個別開示して株主の信任を仰ぐことは当然だ。また顧問の存在はこれまで闇の中だったが、今年度14人1億4000万円の報酬であることを明らかにした。一人平均1000万円は一般社員の平均よりも高額で、しかも社用車、秘書、執務室がある顧問もいるという。当社は顧問について「経営全般や特定分野について専門的立場から発言してもらっている。金額や個人名はプライバシーに関わるので回答できない」と市民の質問に答えている。1000万円の報酬を当社が支給しても、プライバシーだからと氏名さえも公表しないのは納得できない(顧問の一人は秋山喜久元会長と公表)。あたかも天下りのように、顧問制度を役員退任後の受け皿にさせないためにもこの定款は必要だ。

○取締役会の意見

当社では、取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役との協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならずにとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬の総額を開示しております。

また、顧問等は、当社の業務運営上の必要性に応じて都度委嘱しているものであり、その報酬については、委嘱内容に応じて適正妥当な金額を個別に決定しておりますが、個人名および個別報酬については、プライバシー等の観点から、開示しておりません。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第17号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 脱原子力

第49条 当社は原子力発電を稼働しない。

▼提案の理由

関電は原発の再稼働を画策しているが、これは経営的に見て妥当な判断とは言えない。関電に対して、「普通の会社」としての経営判断を要求する。

「普通の会社」の意味するところは、自分の責任の取れる範囲で経営判断を行い、何があっても国民の税金に頼ることのないこと、回収できる見込みが予測できない投資は行わないことだ。

その一例として、関電は原発の設備投資を、前回電気料金申請時の596億円から今回1126億円に増加させているが、福島原発事故後の新たな原発安全基準も策定されていない時点での投資は、原発再稼働により回収されるかどうか分らず、リスクの大きい投資と言わざるを得ない。さらに原発は、仮に再稼働したとしても、その後の問題発生により予測できない形で全号機が停止に追い込まれる可能性が高く、よって原発は安定した発電方式とは言えない。冷静な経営的な見地からは、原発以外の発電方式に活路を見出すことを提案する。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保(Safety)を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保(Energy Security)や経済性(Economy)、地球環境問題への対応(Environmental Conservation)の3つのEを加えた、「S + 3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定期域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より

一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、実施しております。

当社としては、原子力規制委員会により安全性が確認された原子力プラントについては、すみやかに再稼働したいと考えております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、国内外の最新の技術情報の収集、分析に努め、原子力発電所の安全性、信頼性の向上に取り組んでまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第18号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 再処理の禁止

第50条 当社は再処理をしない。

▼提案の理由

2003年、豊松副社長（当時原子力事業本部副事業本部長）も参加した経産省の会議で「国から撤退をいいます」「使用済核燃料は国の責任で処理する」「約2.7兆円の再処理のために積み立てた費用を電力会社が自由に使えるようにする」ことなどが電力側から再処理撤退の条件として示されたとの報道があった。当社幹部は経産省と「巨額の投資をしているので自分たちからはやめられない」「国がやめるといったらやめられるかも」というやりとりを処理したという。しかし自民党重鎮の「再処理工場はずっと試験中でいい」という発言で再処理撤退は見送られ、本心はやりたくない再処理に10年間も無駄に電気代を注ぎ込んできた。六ヶ所村再処理工場の近くには長さ100kmにもおよぶ「大陸棚外縁断層」がある。1本で広島原爆30発分の放射能をもつ返還ガラス固化体は1442本（うち当社分656本）も保管されている。今こそ再処理から撤退するべきだ。

○取締役会の意見

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定期域への依存など、さまざまなリスクに直面しており、原子力発電および原子燃料サイクルは、今後ともエネルギーの安定供給やエネルギー資源の有効利用の観点から重要であると考えております。

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、日本原燃株式会社と必要な再処理契約を締結しております。同社は、これまでに使用済燃料約425トン再処理しており、技術的な課題解決を図り、安全性の確保を最優先に慎重に試験を進め、再処理工場の竣工、本格操業に向けて着実に取り組んでいくこととしております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第19号議案 定款一部変更の件 (6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 今後利益の見込みがない会社への出資、債務保証の禁止

第51条 日本原子力発電株式会社への出資、債務保証を禁止する。

第52条 日本原燃株式会社への出資、債務保証を禁止する。

▼提案の理由

日本原子力発電株式会社（以下日本原電）からの電力購入は福島原発事故後、2011年5月から停止している。それにもかかわらず、2011年には340億7900万円、2012年も約3百数十億円が当社より支払われている。電力を供給しない日本原電に多額の支払いを続けるのは不適切な取引である。経営陣は今後も引き続き、日本原電に支払おうとしている。これは株主、消費者に多大な損害を与える行為である。日本原電保有の原発は3基ある。敦賀1号は40年以上を経過した老朽原発であり、敦賀2号は原子炉直下に活断層が指摘されている。また、茨城県東海第2原発も地元の反対で稼働の見込みはまったくない。日本原電所有の3基の原発が稼働できる可能性はない。展望のない日本原電に対して、赤字である我が社が債務保証をすることはきわめて問題だ。417億円もの債務保証は株主、消費者に損害を与えかねず直ちに止めるべきである。

○取締役会の意見

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまナリスクに直面しており、原子力発電および原子燃料サイクルは、今後ともエネルギーの安定供給やエネルギー資源の有効活用の観点から重要と考えております。

日本原子力発電株式会社は、当社にとって卸電気事業者として供給力確保の観点で重要なパートナーであると考えており、敦賀発電所および東海第二発電所における、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策や、敦賀発電所敷地内での破砕帯調査など、再稼働への取組みが行われているところであります。

日本原燃株式会社は、わが国の原子燃料サイクル確立に当たって、極めて重要な役割を担っており、当社にとって経営戦略上重要性が高い会社であると考えております。

当社は、従来から日本原子力発電株式会社、日本原燃株式会社への出資または債務保証に当たっては、事業運営上の必要性などを総合的に評価し、必要かつ適切な範囲で出資や債務保証を実施しております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（2名）からのご提案（第20号議案から第25号議案まで）〉

第20号議案から第25号議案までは、株主（2名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、879,404個であります。

第20号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見

当社グループの事業活動は、お客さまや地域社会をはじめとした社会の多くのみなさまにより支えられており、こうしたみなさまからいただく信頼こそが、企業としての使命を果たし、持続的に成長を遂げていくための基盤であると考えております。このような認識のもと、平成16年に「関西電力グループCSR行動憲章」を定め、「透明性の高い開かれた事業活動」など6つの行動原則に基づき、すべての事業活動を展開し、社会に対する責任を誠実に果たしていくこととしております。当社は、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

また、寄付金の支出に当たっては、公益事業としての立場を踏まえ、公益への寄与、地域社会への貢献等の観点から、当該寄付の趣旨を慎重に考慮し、対処しております。

個別の寄付実績の開示については、相手方との関係や今後の業務遂行上支障となるおそれがあるため、行っておりません。

なお、当社は政治家や政治団体に対する寄付は行っておりません。

資材調達に当たっては、指名競争発注に加えて、さまざまな発注方法の工夫により調達価格の低減を図っております。また、継続的な取引においては、サプライチェーン全体最適化の観点から、安全・品質・工事力の確保および技術力の維持を図りつつ、仕様や発注単位の見直しおよび業務運営の効率化等による原価低減に取り組んでおります。

今後も、これまで以上に、競争発注の可能性の追求や競争効果を高める発注方法の工夫、取引先提案の活用、仕様の見直し等により調達価格低減に取り組むとともに、サプライチェーン全体最適化の取組みにより安定調達と調達価格低減の両立に注力してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第21号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第22条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

○取締役会の意見

当社では、取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役との協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならずにとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第22号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第31条第2項として以下の条文を追加する。

(取締役の責任免除)

第31条

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項第1号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

▼提案の理由

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第31条(取締役の責任免除)第2項として、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を追加する。

○取締役会の意見

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に果たせるよう、定款において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役および監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨、定めております。

また、当社は、社外取締役あるいは社外監査役として企業経営者、弁護士および学識経験者等、多様な人材を招聘し、それぞれの豊富な経験、識見等を活かして、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行し、当社事業の発展に貢献いただいております。

以上のことから、現時点において、社外取締役との責任限定契約を導入する必要はないと考えております。

なお、今後の責任限定契約の導入については、会社法制の見直しの動向を踏まえつつ検討してまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第23号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第55条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、中長期的には、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保 (Safety) を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保 (Energy Security) や経済性 (Economy)、地球環境問題への対応 (Environmental Conservation) の3つのEを加えた、「S + 3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

火力発電については、姫路第二発電所で進めている世界最高水準の熱効率を有するLNGコンバインドサイクル発電方式の採用など、高効率化を目指した既設発電所の設備更新や新增設に取り組んでまいります。

また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を積極的に推進してまいります。

しかしながら、わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第24号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第56条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、例えば送配電部門分離の場合、法制度が整備され次第、持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離に取り組み、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発電電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

○取締役会の意見

当社は、最適な電力システムの実現に向け、これまで国等の検討に積極的に協力してまいりました。今後も、広域系統運用機関の設立、小売の全面自由化や送配電部門の中立性の一層の確保について、詳細検討に協力してまいります。

なお、発電電分離については、電力の安定供給を補完するしくみやルールの整備に関する懸念や、原子力プラントの再稼働やエネルギー政策の動向などの経営環境が不透明ななか、発電電分離を進めることで、企業経営ひいては電力の安定供給の確保に影響が生じかねない懸念が残っております。真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる改革となるために、技術的課題への対応や経営環境の整備について、専門家や事業者の意見を踏まえた十分な検証と、その過程で問題があれば柔軟に見直すことについて、国等に対して引き続き求めてまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第25号議案 定款一部変更の件(6)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(電力需要の抑制と新たなサービスの展開)

第57条 当社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

▼提案の理由

本会社の経営体質の強化に向けて、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業をより一層積極的に展開するべきである。

○取締役会の意見

当社は、お客さまのお役に立つ取組みを徹底し、お客さま満足の向上を図るという基本的な考え方のもと、省エネルギーやピーク電力の抑制等、負荷平準化に資する取組みとして、エネルギーマネジメント活動を推進するとともに、特に、東日本大震災以降のエネルギーに関するお客さまのニーズに的確にお応えすべく、幅広い商品やサービスメ

ニューの開発、ご提案に取り組んでまいりました。

その具体例として、一般のご家庭を中心に、インターネットを活用した電気ご使用状況の見える化サービス「はぴeみる電」の普及拡大に取り組んでおり、スマートメーターの導入に合わせ、よりきめ細やかな情報をご提供してまいりました。また、法人のお客さまについても、需給調整契約等のデマンドレスポンスメニューをご用意するとともに、エネルギー使用状況の把握や分析等のエネルギー診断のほか、省エネ機器設置工事、運用面でのコンサルティング等にグループ会社とも一体となって取り組んでまいりました。

スマートメーターについては、総需要の約6割について導入しており、政府が平成23年7月に決定した目標である「今後5年以内に総需要の8割をスマートメーター化」に向けた取組みを推進してまいります。また、ピークシフト等、ピーク抑制の実効性を高めることができるサービスメニューについては、需給状況、お客さまの生活や生産活動への影響、受け容れやすさ、運用上の課題や事業としての実現性なども考慮しつつ、引き続き検討してまいります。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（1名）からのご提案（第26号議案から第30号議案まで）〉

第26号議案から第30号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、837,479個であります。

第26号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の制限）

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○取締役会の意見

当社は、経営環境や経営課題等から、必要かつ適正な取締役の体制を検討し、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等につきましても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

このように、当社は、公務員経験者を、その職歴のみを理由に受け入れているのではなく、あくまでその有する能力、経験、識見等を総合的に勘案したうえで取締役候補者として決定あるいは従業員等として採用しているものであり、電力の安定供給をはじめ

とする当社事業の発展にそれぞれ貢献いただいております。
したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第27号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員)

第20条 本会社の取締役は10名以内とする。

▼提案の理由

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の機動性を高めることが必要である。

○取締役会の意見

当社はこれまで、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く経営環境は、大飯発電所3、4号機が再稼動したものの、このほかの原子力プラントの再稼動時期が依然見通せず、電力の需給、事業の収支とも大変厳しい状況にあります。

こうした難局を乗り越えるため、当社グループの総力を結集して、電力の安全・安定供給の完遂とともに、安全性が確認された原子力プラントの再稼動、収支改善に向けたさらなる徹底した経営効率化に取り組んでまいります。加えて、電力システム改革の方針への的確な対応など喫緊の課題の解決に最優先で取り組んでまいります。

これら多くの経営課題に対処していくため、現状においては、取締役の定員枠を変更する必要はないと考えております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第28号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第53条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

(1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策

(2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設

(3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社

からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

福島第一原発事故から、ひとたび関西電力の原発においてシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲にわたって回復不可能な甚大な被害が想定される。このような原発事業の継続は関西電力の株主利益を著しく棄損するだけでなく、将来世代に過大な負担を残すおそれがあることから、今後国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関西電力としては、今後の国などの政策動向にかかわらず、脱原発に向け速やかに原発を廃止するべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化するとともに、当面は他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達に努めるべきである。なお、厳密な需給予測のうえ必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合であっても、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立など極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S＋3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、実施しております。

当社としては、原子力規制委員会により安全性が確認された原子力プラントについては、すみやかに再稼働したいと考えております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、国内外の最新の技術情報の収集、分析に努め、原子力発電所の安全性、信頼性の向上に取り組んでまいります。

また、原子力発電所の事故による賠償については、平成23年に制定された原子力損害賠償支援機構法に基づいて、事業者間の相互扶助により資金を拠出し合って積立金として備え、巨額の損害リスクを低減するしくみが構築されておりますが、同法施行から2年後に予定されている見直しにおいて、国と事業者の負担のあり方についても検討することとされており、国の負担のあり方を明確化していただくよう求めてまいります。

当社の使用済燃料は、発電所の使用済燃料貯蔵設備において一定期間適切に貯蔵した後、日本原燃株式会社等において、再処理することとしております。再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物については、日本原燃株式会社等において適切に貯蔵されており、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電環境整備機構（NUMO）が最終処分の事業に取り組んでおります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第29号議案 定款一部変更の件（4）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（安全文化の醸成）

第58条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○取締役会の意見

当社は、平成16年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を通じて、安全はすべての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

原子力の安全文化醸成活動については、「トップのコミットメント」、「コミュニケーション」、「学習する組織」を柱として安全文化を評価・改善するしくみを構築し、経営層の強いコミットメントのもと、経営層から第一線職場の従業員までが参画して推進しております。また、これらの取組みについては、社内の広範な部門で構成する「原子力安全推進委員会」において全社を挙げて推進するとともに、社外の有識者を主体とした「原子力安全検証委員会」からも助言をいただいております。今後も継続的な改善を図りながら、安全文化醸成活動の充実につなげてまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第30号議案 取締役1名選任の件

▼提案の内容

村上憲郎を社外取締役に選任する。社外取締役候補者村上憲郎の略歴等は以下のとおりである。

村上憲郎（昭和22年3月31日生）

略歴等

昭和48年4月 日立電子入社
昭和53年6月 日本D E C入社(昭和61年6月～平成3年8月、D E C米国本社出向)
平成6年7月 インフォミックス副社長兼日本法人社長
平成9年8月 ノーザンテレコムジャパン社長兼最高経営責任者
平成13年12月 ドーセントジャパン社長
平成15年4月 グーグル米国本社副社長兼日本法人代表取締役社長
平成21年1月 グーグル日本法人名誉会長
平成23年1月 株式会社村上憲郎事務所代表取締役(現在に至る)
平成23年1月 会津大学参与(現在に至る)
平成23年4月 慶應義塾大学大学院特別招聘教授(現在に至る)
平成23年10月 国際大学グロコム主幹研究員・教授(現在に至る)
平成24年2月 大阪府特別参与並びに大阪市特別参与(現在に至る)
平成24年4月 株式会社ブイキューブ社外取締役(現在に至る)
平成24年4月 経産省産業構造委員会情報経済分科会委員(現在に至る)
平成24年4月 経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員(現在に至る)
平成24年6月 経産省IT融合フォーラム有識者会議委員(現在に至る)
平成24年6月 大分県エネルギー産業企業会会長(現在に至る)
平成24年11月 大阪工業大学客員教授(現在に至る)
平成24年11月 株式会社エナリス社外取締役(現在に至る)

所有する会社の株式 なし

重要な兼職の状況

- ・株式会社村上憲郎事務所代表取締役
- ・大阪府特別参与並びに大阪市特別参与
- ・経産省産業構造委員会情報経済分科会委員
- ・経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員
- ・経産省IT融合フォーラム有識者会議委員
- ・大分県エネルギー産業企業会会長
- ・株式会社ブイキューブ社外取締役
- ・株式会社エナリス社外取締役

上記社外取締役候補者と本会社との間に特別の利害関係はありません。

▼提案の理由

脱原発と代替電源の確保ならびに発送電分離に加えて、新たな電力市場形成による電力供給体制の充実と需要抑制を図るために、経営方針の大転換を図る必要がある。このため、当会社の取締役として選任されるべき人物として、電力需要抑制に向けた新たな事業展開を含めたエネルギーに関する諸課題とその対策について精通し、かつ、企業の経営全般についての経験と見識を有する人材が求められるところである。村上憲郎氏は、コンピューターの黎明期から今日に至るまでその第一線で活躍してきており、特にコンピューターのハード・ソフトに関する最新の知見が要求される電力需給調整に関する新たな事業展開にあたって、必要かつ十分な経験と見識を備えている。以上の理由により、

村上憲郎氏を社外取締役として選任するものである。

○取締役会の意見

現在、当社グループを取り巻く経営環境は、大飯発電所3、4号機が再稼動したものの、このほかの原子力プラントの再稼動時期が依然見通せず、電力の需給、事業の収支とも大変厳しい状況にあります。

こうした難局を乗り越えるため、当社グループの総力を結集して、電力の安全・安定供給の完遂とともに、安全性が確認された原子力プラントの再稼動、収支改善に向けたさらなる徹底した経営効率化に取り組んでまいります。加えて、電力システム改革の方針への的確な対応など喫緊の課題の解決に最優先で取り組んでまいります。

これら多くの経営課題に対処していくため、当社の取締役としてふさわしい能力、経験、識見等を有する社外取締役候補者を含めた17名の候補者の選任を第2号議案として提案させていただいており、この会社提案が最適と考えております。

なお、当社は、安全確保を大前提に原子力発電を重要な電源として活用していくこととしておりますが、村上憲郎氏は、大阪府特別参与・大阪市特別参与であり、大阪府市エネルギー戦略会議委員として、政府および当社に対して大飯発電所3、4号機の停止を強く要請する緊急声明の作成、ならびに脱原発に向けた提言の策定に参画されております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（1名）からのご提案（第31号議案）〉

第31号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、41,925個であります。

第31号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第54条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制

委員会による新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保 (Safety) を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保 (Energy Security) や経済性 (Economy)、地球環境問題への対応 (Environmental Conservation) の3つのEを加えた、「S + 3 E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、実施しております。

当社としては、原子力規制委員会により安全性が確認された原子力プラントについては、すみやかに再稼動したいと考えております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、国内外の最新の技術情報の収集、分析に努め、原子力発電所の安全性、信頼性の向上に取り組んでまいります。

加えて、火力発電については、姫路第二発電所で進めている世界最高水準の熱効率を有するLNGコンバインドサイクル発電方式の採用など、高効率化を目指した既設発電所の設備更新や新增設に取り組んでまいります。

また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を積極的に推進してまいります。

さらに、お客さまの省エネルギー実現に向けたエネルギーマネジメント活動の深化・発展や、スマートメーターを活用した電気のご使用状況の見える化の促進、新たな料金メニューの拡充検討などのお客さま選択肢の拡大にも取り組んでまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

以上

【議決権の行使についてのご案内】

1. ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、38頁から69頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権の行使

a. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

b. 書面による議決権の行使は、株主総会前日（平成25年6月25日（火曜日））の午後5時30分到着分までの受付とさせていただきます。

(2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

2. 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

3. 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

4. 相反する議案の取扱い

第7号議案と第27号議案は相反する関係にあります。したがって、第7号議案および第27号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第7号議案および第27号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使について

(1) 議決権行使サイトのご案内

a. 当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evote.jp/>

b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話サービス(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主さまのご負担となります。

〔携帯電話について〕

上記サービスが利用可能な場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。(セキュリティ確保のため、SSL通信(暗号化通信)および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。)

(注)「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) 議決権行使期限

株主総会前日(平成25年6月25日(火曜日))の午後5時30分まで受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご利用くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合

最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所

同封の議決権行使書用紙に記載しております。

b. パスワードの変更について

株主さま以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話：0120-173-027(受付時間9:00~21:00、通話料無料)

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

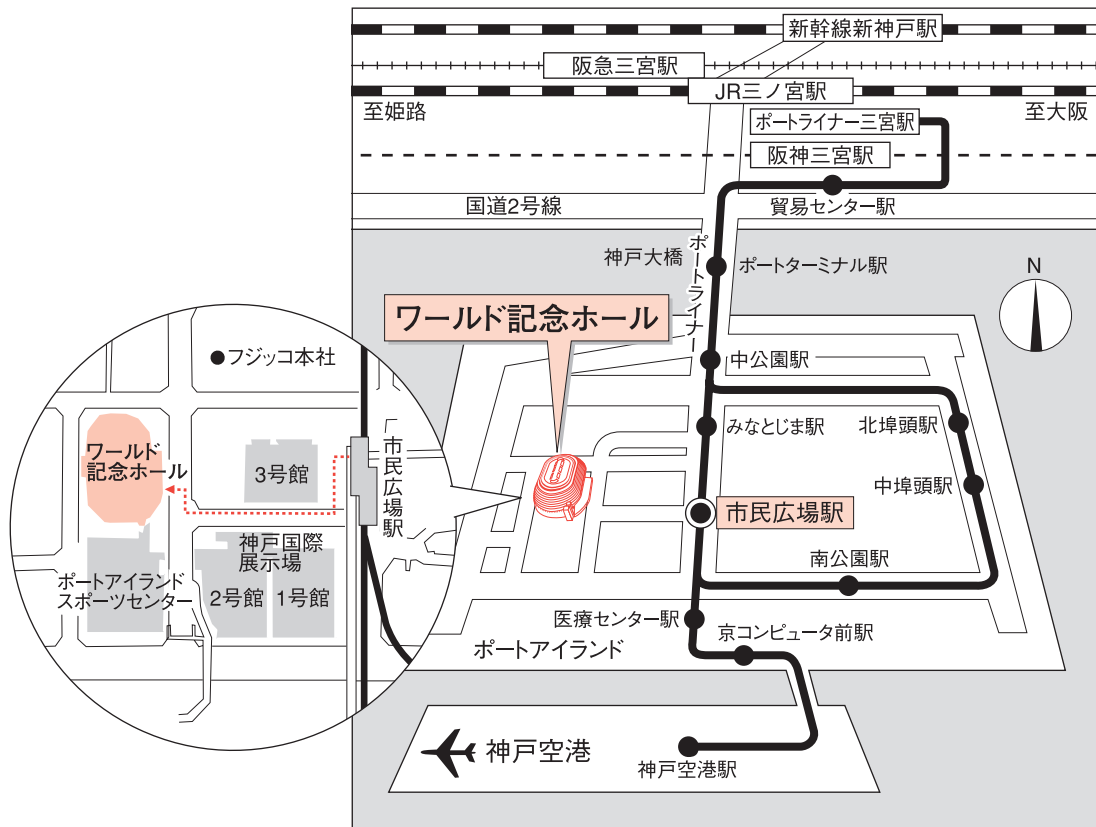
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以 上

< 株主総会会場ご案内 >

会 場 神戸市中央区港島中町 6 丁目 12 番地の 2
ワールド記念ホール

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。



○会場には駐車場、駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

■最寄り駅：神戸新交通ポータルライナー「市民広場（コンベンションセンター）」駅から、西へ徒歩約3分

※ポータルライナー「三宮」駅から所要約10分

※<神戸空港方面行>、<北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>のいずれにご乗車されましても、「市民広場（コンベンションセンター）」駅にて下車いただけます。